経費支出手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 公益財団法人大阪府暴力追放推進センター | １　下記４件の新聞購読料については、履行確認が行われる前に支出が行われ、うち３件については、請求日より前の支出となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 購読先 | 支出額（平成26年７月～９月の３か月分） | 請求日 | 支出日 |
| Ａ新聞 | 12,111円 | 平成26年９月８日 | 平成26年９月18日 |
| Ｂ新聞 | 12,111円 | 平成26年10月１日 | 平成26年９月18日 |
| Ｃ新聞 | 12,111円 | 平成26年10月１日 | 平成26年９月18日 |
| Ｄ新聞 | 12,111円 | 平成26年10月１日 | 平成26年９月18日 |

２　下記消耗品の支出については、契約先と支出先が異なっていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名（封筒） | 契約先 | 契約額 | 支出先 | 支出額 |
| 角Ａ４ソフトピンク100等 | ㈱Ａ | 119,880円 | ㈱Ｃ（※） | 146,448円 |
| 長３封筒クラフト | ㈱Ｂ | 26,568円 |

（※）支出先の㈱Ｃは、契約先２社の親会社 | 今後は支出手続を十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。 | 　今回の是正事項については、契約履行前に支払手続を行っていたことと、契約業者と異なる業者に対して支出手続を行っていたことの２点である。　まず支払時期誤り防止を図るため契約業者に対して、請求書は契約履行後に行うよう申し入れを行った。　次に支払先誤り防止については、担当者及び幹部による複数人チェックを強化し、適正な事務執行に努めることとした。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成28年１月27日）